

平成 1 9 年第 3 回中間市議会定例会会期日程(案)

(会期 6 月 1 1 日 ～ 6 月 2 1 日 : 1 1 日間)

月 日	曜	本 会 議	委 員 会	審 査 事 項
6 月 1 1 日	月	開 議 午前 1 0 時		1. 会期の決定 2. 選挙第 7 号 3. 同意案第 2 号 4. 議案第 3 5 号～第 3 9 号 5. 議員提出議案第 4 号～第 6 号 「 議案上程・提案理由説明 」 「 質疑・討論・採決 」
6 月 1 2 日	火	開 議 午前 1 0 時		1. 一般質問
6 月 1 3 日	水	開 議 午前 1 0 時		1. 一般質問 2. 議案第 3 5 号～第 3 9 号 「 議案上程・質疑・委員会付託 」
6 月 1 4 日	木	休 会	委 員 会	
6 月 1 5 日	金	休 会	委 員 会	
6 月 1 6 日	土	休 会		
6 月 1 7 日	日	休 会		
6 月 1 8 日	月	休 会		
6 月 1 9 日	火	休 会		
6 月 2 0 日	水	休 会	委 員 会	
6 月 2 1 日	木	開 議 午前 1 0 時		1. 議案第 3 5 号～議案第 3 9 号 2. 意見書案第 7 号、第 8 号 意見書案第 1 0 号、第 1 1 号 3. 承認第 5 号、第 6 号 「 委員長報告・議案上程・提案理由説明 」 「 質疑・討論・採決 」

諸 般 の 報 告

第 3 回 中 間 市 議 会 定 例 会
平 成 1 9 年 6 月 1 1 日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を下記のとおり監査委員から 2 月 2 2 日、3 月 1 9 日、2 0 日、4 月 3 日、5 月 1 4 日、6 月 4 日、6 日付でそれぞれ受領した。

記

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 一般会計及び特別会計等 | 平成 1 8 年度 1 月分～2 月分 |
| (2) 病 院 事 業 会 計 | 平成 1 8 年度 1 2 月分～2 月分 |
| (3) 水 道 事 業 会 計 | 平成 1 8 年度 1 1 月分～3 月分 |

2. 地方自治法第 1 9 9 条第 9 項の規定により、定期監査結果報告書を下記のとおり監査委員から 3 月 7 日、2 7 日、4 月 1 2 日、5 月 2 日、6 月 5 日付でそれぞれ受領した。

記

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| (1) さくら保育園 | 平成 1 7 年度、平成 1 8 年度 4 月～1 2 月 |
| (2) 財 政 課 | 平成 1 7 年度、平成 1 8 年度 4 月～1 2 月 |
| (3) 環 境 保 全 課 | 平成 1 7 年度、平成 1 8 年度 4 月～ 1 月 |
| (4) 産 業 振 興 課 | 平成 1 7 年度、平成 1 8 年度 |
| (5) 小 学 校 3 校 | 平成 1 8 年度 |

3. 地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、下記の法人の経営状況を説明する書類を市長から 6 月 4 日付で受領した。

記

- (1) 中間市土地開発公社
- ・平成 1 8 年度中間市土地開発公社事業会計決算書及び決算審査意見書
 - ・平成 1 9 年度中間市土地開発公社事業計画書及び会計予算書

4. 地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、次の繰越明許費繰越計算書を市長から 6 月 1 日付で受領した。

記

- (1) 平成 1 8 年度中間市一般会計繰越明許費繰越計算書
- (2) 平成 1 8 年度中間市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書

5. 障害者基本法第 9 条第 8 項の規定により、中間市第 2 次障害者基本計画書を市長から 5 月 1 5 日付で受領した。

(意見書の提出)

平成19年3月27日の本会議で可決された下記の意見書を関係機関に対し同日付でそれぞれ送付した。

記

- (1) 「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書
- (2) 「がん対策推進条例」(仮称)の早期制定を求める意見書
- (3) 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書
- (4) 医療リハビリの日数制限の緩和を求める意見書
- (5) 食料自給率の向上と農業の家族経営の維持・発展を求める意見書
- (6) 国民健康保険に係わる国庫負担金の減額算定措置の廃止を求める意見書

平成19年 第3回 6月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第1日)

平成19年 6月11日 (月曜日)

議事日程 (第1号)

平成19年 6月11日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 選挙第7号 福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第 3 同意案第2号 教育委員会の委員の任命について
(日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 第35号議案 中間市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例
(日程第4 提案理由説明)
- 日程第 5 第36号議案 中間市等公平委員会の共同設置について
- 日程第 6 第37号議案 中間市公平委員会設置条例を廃止する条例
- 日程第 7 第38号議案 中間市等公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例
(日程第5～日程第7 提案理由説明)
- 日程第 8 第39号議案 消防ポンプ自動車の購入契約について
(日程第8 提案理由説明)
- 日程第 9 議員提出議案 行財政改革特別委員会の設置について
第 4 号
- 日程第10 議員提出議案 中島を考える特別委員会の設置について
第 5 号
(日程第9～日程第10 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第11 議員提出議案 中間市議会会議規則の一部を改正する規則
第 6 号
(日程第11 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第12 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (19名)

1 番 中家多恵子君

2 番 佐々木晴一君

3 番 安田 明美君

4 番 植本 種實君

5 番 宮下 寛君
 7 番 原田 隆博君
 9 番 掛田るみ子君
 11 番 中尾 淳子君
 13 番 上村 武郎君
 15 番 山本 慎悟君
 17 番 片岡 誠二君
 19 番 米満 一彦君

6 番 青木 孝子君
 8 番 井上 太一君
 10 番 草場 満彦君
 12 番 古野 嘉久君
 14 番 井上 久雄君
 16 番 堀田 英雄君
 18 番 下川 俊秀君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	松下 俊男君	副市長 ……………	山崎 義弘君
教育長 ……………	船津 春美君	総務部長 ……………	柴田 芳夫君
市民部長 ……………	中野 諭君	保健福祉部長 ……	田中 茂徳君
建設産業部長 ……	行徳 幸弘君	教育部長 ……………	牧野 修二君
上下水道局長 ……	小南 哲雄君	市立病院事務長 …	藤井 紀生君
消防長 ……………	一田 健二君	経営企画課長 ……	小島 一行君
財政課長 ……………	元嶋 伸二君	総務課長 ……………	白尾 啓介君
環境保全課長 ……	赤木 良一君	介護保険課長 ……	伊東 久文君
健康増進課長 ……	中尾三千雄君	管理課長 ……………	栢野 広行君
下水道課長 ……………	佐藤 満洋君	教育総務課長 ……	中村信一郎君
消防署長 ……………	貞末 国博君	監査事務局長 ……	村上 羊三君
選挙管理委員会事務局長 ……………			村井 玄君

事務局出席職員職氏名

局長 谷川 博君	次長 植木 健一君
補佐 小田 清人君	書記 岡 和訓君

午前10時00分開会

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で定足数に達しております。

これより平成19年第3回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配付してあるとおりであります。朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 会期の決定

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から6月21日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は11日間と決しました。

日程第2. 選挙第7号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第2、選挙第7号福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員に、中間市長、松下俊男君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました中間市長松下俊男君を福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました中間市長、松下俊男君が、福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

日程第 3. 同意案第 2 号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第 3、同意案第 2 号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

同意案第 2 号教育委員会の委員の任命について提案理由を申し上げます。

本市の教育委員であります柳澤欣彌氏が本年 3 月 30 日をもちまして任期満了となり、退任されましたことから、その後任といたしまして、教育行政に高い識見を有しておられます太田俊夫氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第 2 号は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより同意案第 2 号教育委員会の委員の任命についてを採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（井上 太一君）

ただいまの出席議員は１８名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（井上 太一君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（井上 太一君）

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の議員は賛成と、また反対の議員は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第７０条第２項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....			
1 番	中家多恵子議員	2 番	佐々木晴一議員
3 番	安田 明美議員	4 番	植本 種實議員
5 番	宮下 寛議員	6 番	青木 孝子議員
7 番	原田 隆博議員	9 番	掛田るみ子議員
10 番	草場 満彦議員	11 番	中尾 淳子議員
12 番	古野 嘉久議員	13 番	上村 武郎議員
14 番	井上 久雄議員	15 番	山本 慎悟議員
16 番	堀田 英雄議員	17 番	片岡 誠二議員
18 番	下川 俊秀議員	19 番	米満 一彦議員
.....			

○議長（井上 太一君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（井上 太一君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に宮下寛君及び山本慎悟君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

〔開票〕

○議長（井上 太一君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成16票、反対2票。

以上のとおり賛成が多数であります。よって、同意案第2号についてはこれを同意することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

.....

午前10時11分再開

○議長（井上 太一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

_____ . _____ . _____

日程第4. 第35号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第4、第35号議案を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第35号議案中間市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例について提案理由を申し上げます。

ご承知のように、地方公共団体の長の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のために使用するビラを頒布することができることを目的とした改正公職選挙法が本年3月22日に施行されました。

このことを受けまして、本市におきましても、この法律の趣旨に基づき、このたび、中間市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の制定について提案を申し上げるものでございます。

条例の内容といたしましては、市長の選挙におけるビラの作成の費用を国政選挙に準じ、条例で定めるところにより、公費で一定の限度まで負担しようとするものでございます。

この公費負担制度の導入に当たりましては、真に選挙を争う意思のない候補者に悪用され、市費を浪費することを避ける見地から、供託物没収者につきましては、この公費負担の対象から除外するものとしてしております。

この条例の厳正な適用を通して、有権者が候補者の政策等を知る機会を拡充し、お金のかからない選挙を実現するとともに、各候補者間の選挙運動の機会均等を図ってまいり所存であります。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております第35号議案に対する質疑は6月13日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第5. 第36号議案

日程第6. 第37号議案

日程第7. 第38号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第5、第36号議案から日程第7、第38号議案までの議案3件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第36号議案から第38号議案までは、関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

まず、第36号議案の公平委員会の共同設置につきましては、現在、地方公務員法第7条第3項の規定により、中間市公平委員会を本市単独で設置しているところでございますが、近年、地方公共団体の行政組織につきましては、できるだけ簡素化、合理化を図り、行政の効率的運用と経費の節減を図ることが求められており、規模の小さい地方公共団体が、おのおのこのような組織を単独で設置することは、先に申し上げました効率的運用や経費の節減などの趣旨に反するものとされております。このようなことから、現在では、地方公共団体が他の地方公共団体と共同して委員会を設置することが多くなっております。

現に、今回、本市との共同設置を予定しております中間市行橋市競艇組合と福岡県中間市外二ヶ町山田川水利組合は、小さい規模の団体であり、職員数もわずかであることから、委員会の設置、運営等にあつては事務的に非効率であり、経費的にも負担が多くなるものでございます。

このようなことから、地方公務員法第7条第4項の規定により、事務の効率化、経費の削減などを図るため、中間市、中間市行橋市競艇組合及び福岡県中間市外二ヶ町山田川水利組合において中間市等公平委員会共同設置規約を定め、本年7月1日から公平委員会を共同して設置するものであり、このことにつきまして、地方自治法第252条の7第3項の規定において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、中間市等公平委員会の委員におきましては、この規約の施行の際、現に中間市公平委員会の委員の職にある者をその任期中、中間市等公平委員会の委員とするものでございます。

次に、第３７号議案の中間市公平委員会設置条例を廃止する条例につきましては、このたびの公平委員会の共同設置に伴い、本市単独で設置しております中間市公平委員会設置条例を廃止するものでございます。

次に、第３８号議案の中間市等公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例につきましては、公平委員会の共同設置に伴い、地方公務員法第９条の２第１２項において準用する同法第３１条の規定により、公平委員会の委員は、服務の宣誓をしなければならないことから、本条例を制定するものでございます。

なお、本条例の施行日につきましては、先の共同設置に合わせ、本年７月１日とするものでございます。また、本条例を制定するに当たり、現在制定しております「中間市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例」につきましては、同日付で廃止いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております議案３件に対する質疑は６月１３日の本会議で行いますので、ご了承お願いいたします。

日程第８．第３９号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第８、第３９号議案を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第３９号議案消防ポンプ自動車の購入契約について提案理由を申し上げます。

現在、消防団に配備いたしております消防ポンプ自動車のうち、第１分団と第４分団の消防ポンプ自動車につきましては、それぞれ昭和５８年度と昭和５９年度に購入し、２２年以上が経過していること、老朽化によりポンプ能力低下等の不具合が生じていることから、本年度に、これらの消防ポンプ自動車を買替える計画をいたしているところでございます。

今回、購入を計画しております消防ポンプ自動車の主な仕様といたしましては、まず、内張りのゴムチューブを改良した消防ホースを積載しております。このことにより、高速送水と素早い水抜きが可能となり、火災現場において、より迅速な消火活動が遂行できるとともに、より一層、市民の安全を保つことができることとなります。

また、後部対面座席には、鋼板製の屋根を有しており、危険な火災現場で消火活動に当たる消防団員のより一層の安全性を確保するものであり、従来の消防ポンプ車よりすぐれ

た性能を有しております。

この消防ポンプ自動車の購入に当たりましては、今月 7 日に、予定価格を 2,380 万 9,000 円とし、10 社による入札を行いましたところ、帝産業株式会社が 2,370 万円で落札をしましたことから、同日付で同社と仮契約を締結いたしております。

つきましては、同社との消防ポンプ自動車の売買契約を締結するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております第 39 号議案に対する質疑は 6 月 13 日の本会議で行いますので、ご了承お願いいたします。

日程第 9. 議員提出議案第 4 号

日程第 10. 議員提出議案第 5 号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第 9、議員提出議案第 4 号から日程第 10、議員提出議案第 5 号までの議員提出議案 2 件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、本議案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案 2 件については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第4号から議員提出議案第5号までの2件を順次採決いたします。
議題のうち、まず議員提出議案第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。
次に、議員提出議案第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。
お諮りいたします。ただいま設置されました行財政改革特別委員会の委員及び中島を考える特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、中家多恵子さん、佐々木晴一君、宮下寛君、掛田るみ子さん、中尾淳子さん、古野嘉久君、片岡誠二君、下川俊秀君、以上8名を行財政改革特別委員会の委員に、安田明美さん、植本種實君、青木孝子さん、原田隆博君、草場満彦君、井上久雄君、山本慎悟君、堀田英雄君、米満一彦君、以上9名を中島を考える特別委員会の委員にそれぞれ指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を行財政改革特別委員会の委員及び中島を考える特別委員会の委員に選任することに決しました。

この際、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時22分休憩

.....

午前10時30分再開

○議長(井上 太一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、日程に入ります前に、ただいまの休憩中に開催された各特別委員会における正副委員長の互選の結果を報告いたします。

行財政改革特別委員会の委員長に下川俊秀君、中島を考える特別委員会の委員長に堀田英雄君、行財政改革特別委員会の副委員長に古野嘉久君、中島を考える特別委員会の副委員長に井上久雄君がそれぞれ当選されました。

日程第11. 議員提出議案第6号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第11、議員提出議案第6号を議題といたします。

お諮りいたします。本案については提案理由の説明を省略することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第6号については、委員会の付託を省略することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

次に、議員提出議案第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより日程第12、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において青木孝子さん及び井上久雄君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時32分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 青 木 孝 子

議 員 井 上 久 雄